

認可地縁団体の手引き

令和5年6月

芦北町 総務課

目次

I	制度の概要.....	1
1	地縁による団体とは.....	1
2	地縁による団体の法的位置づけと認可制度の目的.....	1
II	認可申請の手続き.....	2
1	申請できる団体.....	2
2	認可の要件.....	3
3	認可手続きの流れ.....	4
4	認可申請に必要な書類.....	5
5	認可について.....	7
III	認可後の地縁団体.....	8
1	認可地縁団体の性質.....	8
2	不動産登記.....	9
3	認可地縁団体の証明書の発行.....	9
4	認可地縁団体の印鑑登録と印鑑登録証明書の発行.....	10
6	告示事項変更手続きの流れ.....	12
7	規約変更手続きの流れ.....	13
IV	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例.....	14
1	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは.....	14
2	申請の要件.....	14
3	申請の流れ.....	15
4	特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足る資料について.....	17
V	認可の取り消しと解散.....	19
1	認可の取り消し.....	19
2	解散.....	19
3	解散の流れ（総会で解散の決議があったとき）.....	20
	・様式集.....	23～34

I 制度の概要

1 地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されており、一定の地域に住所を有することのみを構成員の資格としています。したがって、自治会や町内会のように、区域に住所を有する人は誰でも構成員になることができ、住民の自主性により組織された団体は、原則として「地縁による団体」であると考えられます。

2 地縁による団体の法的位置づけと認可制度の目的

地縁による団体は、法律上は「任意団体」「権利能力なき社団」と位置付けられており、不動産等の資産を団体名義で登記することができませんでした。そのため、「代表者の個人名義」や「住民の複数人名義」で登記を行うほかなく、資産管理の面で、次のような問題が生じる恐れがありました。

【資産管理上の問題例】

- ・ 名義人の一人が自治会を退会したが、変更手続きに応じてくれない。
- ・ 名義人の債権者が、不動産を差し押さえてしまった。
- ・ 名義人の死亡後、相続人が不明になってしまった。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い、町の認可・告示を受けることで、法人格を取得することが可能となり、団体名義での不動産登記ができるようになりました。この法人格を得た地縁団体を「認可地縁団体」といいます。また、令和3年11月からは、資産の保有に関係なく、「地域活動を円滑に行うため」に必要であれば、法人格を取得することができるようになりました。

II 認可申請の手続き

1 申請できる団体

申請できる団体は、区域に住所を有する人が誰でも構成員となれる「地縁による団体」に限られます。以下のような団体は、申請を行うことができません。

申請できない団体	具体例
特定の活動を目的とした団体	・ スポーツや文化活動団体 ・ 伝統芸能保存会 ・ ボランティア活動団体 など
住所以外に性別や年齢、職業などの加入要件がある団体	・ 老人会 ・ 青年会 ・ 営農組織 など

2 認可の要件

次の4項目が認可の要件となります。認可後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可の取り消しとなります。

項 目	要 件
(1) 目 的	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを活動の目的とし、現にその活動を行っている」と認められること。 ※「地域的な共同活動」とは、住民相互の連絡、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、地縁団体の活動のことです。 ※「現にその活動を行っている」と認められるには、前年度において活動実績があることが必要です。（総会での報告書等が必要。）
(2) 区 域	団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ※「客観的に明らか」とは町・字・地番又は住所表示による区域のほか、河川や道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態のことです。
(3) 構成員	団体の区域に住所を有するすべての個人は、その構成員になることができるものとし、現にその相当数の者が構成員となっていること。 ※年齢・性別等を問わず、その区域に住所を有するすべての個人が対象です。世帯単位ではなく、個人名での構成員名簿が必要です。 ※「相当数の者」とは、その区域の全住民の過半数を指します。
(4) 規約	法に定める以下の事項が定められている規約であること。 ①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項

3 認可手続きの流れ

(1) 事前準備



- ・ 手続きの流れや必要書類の準備等について、総務課にご相談ください。
- ・ 自治会、町内会で法人化の申請の是非について話し合います。

(2) 総会の開催



- ・ 規約に基づき招集された総会において、以下の議決を行います。

【議決事項】

- ①認可申請することの議決
- ②規約の制定（改正）
- ③代表者の決定について
- ④構成員の確定について
- ⑤保有資産の確定について

※役員会や班長会等の省略された会議での議決は無効です。必ず総会での議決が必要です。

(3) 申請



- ・ 必要書類を作成し、総務課に提出します。（P.5 参照）

(4) 審査



- ・ 提出書類の確認及び認可要件の審査を行います。

(5) 認可・告示

- ・ 認可された場合、町は認可の告示を行います。
- ・ 認可地縁団体台帳に登録し、代表者に認可された旨の通知を行います。

4 認可申請に必要な書類

(1) 認可申請書（様式1）

申請人は代表者となります。

(2) 規約

規約には地方自治法第260条の2第3項に定める8つの事項がすべて記載されている必要があります。

項 目	要 件
①目的	「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが目的」である旨を明記することが必要です。
②名称	団体の正式名称を記載してください。
③区域	住民にとって客観的に明らかなものとして定められている必要があります。
④事務所の所在地	地番による記載のほか、「代表者の自宅に置く」や「〇〇集会所に置く」といった表記も可能です。
⑤構成員の資格に関する事項	区域内に住所を有する個人すべてが、団体の構成員になり得ること、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを、必ず定めなければなりません。
⑥代表者に関する事項	代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事項を明記することが必要です。
⑦会議に関する事項	通常総会、臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を明記する必要があります。また、役員の選出方法、事業計画、会費徴収、予算決算、規約の改正等についても規定したほうが望ましいです。
⑧資産に関する事項	固定資産、流動資産を問わず、すべての資産の構成等を定めておく必要がありますので、財産目録を作成してください。

(3) 総会議事録の写し

許可を申請することについて、総会で正式に議決したことを確認しますので、以下の議題について審議・承認され、議長及び議事録署名人の署名のある総会議事録を提出してください。

- ①認可申請することについて
- ②新規約について
- ③代表者の決定について
- ④構成員の確定について
- ⑤保有資産の確定について

(4) 構成員名簿

区域内に住所を有する全ての個人が構成員になることができる必要があり、その相当数の者が現に構成員となっていることが必要です。設立時の構成員全員の氏名、住所が記載された名簿を提出してください。（名前と住所の記載があれば、既存の名簿でも可）

(5) 前年度の事業報告書、決算書

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを確認します。

(6) 代表者の承諾書（様式2）

申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書（申請者本人の署名があるもの）を提出してください。

(7) 区域図

区域を示した図面を提出してください。

(8) 代理人の有無（様式3）

指定の様式を提出してください。地方自治法第260条の8による代理

人および、第260条の10による特別代理人が選任されている場合は、「有」を選択し、代理人の住所氏名を記載してください。それ以外の場合は「無」を選択してください。

（９）代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無（様式４）

指定の様式を提出してください。裁判所により、仮処分の申し立てに基づく、代表者の職務執行の停止及び職務代行者が選任されている場合は、それぞれ「有」を選択し、職務代行者の住所氏名を記載してください。それ以外の場合は「無」を選択してください。

5 認可について

地縁による団体が認可申請を行い、町長が認可の要件に該当していると認めるときは、認可・告示を行います。告示される事項は以下のとおりです。

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

※告示された事項に変更があった場合は、町に届出が必要となります。届出がない場合は変更事項が告示されず、第三者に対抗することができません。

III 認可後の地縁団体

1 認可地縁団体の性質

認可を受けた地縁による団体は、法人格を取得したことにより法的な位置づけが変わり、以下の権利能力や義務を有することになります。

(1) 権利能力

登記	不動産をはじめとする資産について、団体名義での登記が可能となります。
法律行為	団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。

(2) 義務

地方自治法の規定による義務	①正当な理由なく、住民の加入を拒むことはできません。また構成員に対する不当な差別も禁止です。 ②特定の政党のために政治的な活動を行うことはできません。 ③代表者が職務上与えた損害は、法人として賠償する責任を負います。 ④認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置かなければなりません。 ⑤構成員名簿を備え置き、構成員の変更あるごとに必要な変更を加えなければなりません。 ⑥年1回の通常総会の開催が義務付けられます。
納税の義務	法人としての納税義務が発生します。ただし、収益事業を行わない場合は、登録免許税を除き、減免となる場合があります。
告示事項の変更	告示事項（代表者や事務所の所在地など）に変更があった場合は、町への届出が必要となります。
規約の変更	規約の内容を変更する場合には、町の認可が必要となります。

2 不動産登記

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局（熊本地方方法務局 八代支局）での手続きが必要となります。

不動産登記をする際に必要となる「**認可地縁団体の証明書**」と「**印鑑登録証明書**」は役場総務課で交付します。

その他不動産登記手続きや必要書類などについては、法務局や司法書士と協議してください。

熊本地方方法務局 八代市局
〒866-0863
八代市西松江城町11-11
TEL 0965-32-2654

3 認可地縁団体の証明書の発行

認可地縁団体は、町長の告示に基づいて認可された法人であることを証明する証明書（地縁団体台帳の写し）の交付を受けることができます。

◆認可地縁団体の証明書

【受付窓口】 総務課（本庁舎2階）

【手数料】 1通300円

【手続きに必要なもの】

①認可地縁団体告示事項証明書交付請求書（様式5）

4 認可地縁団体の印鑑登録と印鑑登録証明書の発行

認可地縁団体は、団体名義での法人印の印鑑登録手続きを行うことで、印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

◆団体名義の印鑑登録……代表者本人が手続きを行ってください。

【受付窓口】 総務課（本庁舎 2 階）

【手数料】 無料

【手続きに必要なもの】

- ①認可地縁団体印鑑登録申請書（様式 6）
- ②地縁団体として登録する印鑑（団体印）
- ③代表者個人の登録印鑑（代表者の実印）
- ④代表者個人の印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの） 1 通
- ⑤代表者個人の本人確認書類（運転免許証など写真付きのもの）

【印鑑登録できない印鑑】

- ①ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ②印影の大きさが 1 辺の長さ 8mm の正方形より小さいもの
- ③印影の大きさが 1 辺の長さ 30mm の正方形より大きいもの
- ④印影が不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの
- ⑤他の認可地縁団体の代表者等が既に登録している印鑑にその印影が著しく類似しているもの

◆印鑑登録証明書……代表者本人が手続きを行ってください。

【受付窓口】 総務課（本庁舎 2 階）

【手数料】 1 通 3 0 0 円

【手続きに必要なもの】

- ①認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式 7）
- ②地縁団体として登録している印鑑（団体印）
- ③代表者個人の本人確認書類（運転免許証など写真付きのもの）

5 税関係手続と納税義務

認可を受けた地縁による団体は、税関係の手続きを速やかに行う必要があります。詳しくは、各問合わせ先に確認してください。

税の種類		問い合わせ先
町税	法人町民税	芦北町役場 税務課 住民税係 〒869-5498 芦北町大字芦北2015 TEL 0966-82-2511
	固定資産税	芦北町役場 税務課 固定資産税係 (同上)
県税	法人県民税	熊本県 県央広域本部 税務部 〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 TEL 096-333-3200
	不動産取得税	熊本県 県南広域本部 〒866-8555 八代市西片町1660 (八代総合庁舎内) TEL 096-333-3200
国税	法人税	八代税務署 〒866-8605
	登録免許税	八代市花園町16番2 TEL 0965-32-3141

6 告示事項変更手続きの流れ

代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容に変更があった場合は、町への届出が必要となります。

(1) 総会による議決



- ・規約に基づき招集された総会において、告示事項の変更についての議決を行います。

(2) 告示事項変更の届出



- ・総務課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①告示事項変更届出書（様式8）
- ②代表者の承諾書（代表者の変更の場合）（様式2）
- ③総会資料
- ④総会議事録の写し

※告示事項の変更について議決されたことがわかるもので、議長及び議事録署名人の署名があること。

(3) 告示事項変更の告示



- ・町が告示事項変更の告示を行います。
- ・代表者に告示事項の変更手続きが完了した旨の通知を行います。

(4) 印鑑登録手続き（任意）

- ・変更後は、再度、印鑑登録の手続きが必要となります。（任意）

7 規約変更手続きの流れ

規約の内容を変更する場合には、町の認可を受けてください。

(1) 総会による議決

- 
- ・各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、規約の変更についての議決を行ってください。
 - ・規約の変更にあたっては、総構成員の4分の3以上（規約で別段の定めがある場合は、当該定めによる。）の同意が必要となります。

(2) 規約変更認可申請書の提出

- 
- ・総務課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①規約変更認可申請書（様式9）
 - ②変更後の新規約全文
 - ③規約変更の内容及び理由を記載した書類
 - ④規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録）
- ※議事録には、議長及び規約に定める数の議事録署名人の署名が必要です。また、総構成員4分の3以上（規約で別段の定めをしている場合は、当該定めによる。）の同意により議決されたことがわかるように議事録を作成してください。

(3) 規約変更の認可

- ・総務課で規約変更の内容を審査し、認可後に決定通知書を送付します。

IV 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体が所有（占有）する不動産については、登記名義人やその相続人の全て（または一部）の所在が知れない場合、市町村長に対し一定の手続きを経ることで、当該認可地縁団体を登記名義人とする不動産の所有権の保存又は移転の登記申請を行うことができる特例制度です。

認可地縁団体が実質的に所有（占有）しているにもかかわらず、団体名義に変更しようとした不動産が、すでに亡くなった方の名義になっていて、その相続人の所在が不明であったりして、全ての相続人から名義変更の同意が得ることが困難な場合などに申請できます。

2 申請の要件

認可地縁団体が所有する不動産に係る特例制度を利用する場合は、次の4つの要件をすべて満たしている必要があり、これらの要件を満たしていることを疎明するに足る資料の提出が必要となります。

◆不動産登記の特例制度の適用を受けるための4つの要件

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

3 申請の流れ

(1) 事前準備

- ・ 手続きの流れ、必要書類の準備等について、総務課に相談する。
- ・ 申請不動産の所有者を把握する。
- ・ 所在が判明している登記関係者から、特例適用申請の同意を得ておく。

(2) 総会の開催

- ・ 認可地縁団体の規約に定めるところにより総会を開催し、以下の内容についての議決を行ってください。

【協議事項】

- ①申請不動産に関し、特例適用を申請する旨の議決
- ②申請不動産の所有に至った経緯についての議決
(保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がなかった場合)

(3) 申請

- ・ 総務課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式10）
- ②所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③特例適用を申請する旨の議決が確認できる総会議事録
※令和3年11月25日以前に認可された団体については、認可申請時に提出した保存資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、当該目録をもってこれに代えることができる。
- ④申請者が代表者であることを証する書類（代表者変更時）
- ⑤特例を受けるための一定要件を満たしていることを疎明するに足る資料

(4) 審査



- ・申請の要件、提出書類の内容等について町が審査を行います。

(5) 公告（3か月以上）



- ・申請要件を満たしている場合、町は次の事項について公告を行います。

【公告する事項】

- ①申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ②申請書に記載された申請不動産に関する事項
- ③申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨
- ④異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

(6) 情報提供

- ・公告をした結果、異議を述べるものが現れなかった場合、町は登記関係者の承諾があったものとみなし、認可地縁団体に公告をしたこと及び登記関係者が当該期間内に異議を述べなかったことを証する情報を提供します。
- ・認可地縁団体は、この情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記を申請することができるようになります。

【異議を述べるものが現れた場合】

不動産の登記関係者等（登記関係者又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者）が異議を述べた場合は、公告による手続きは中止となります。

町は、認可地縁団体に異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等を通知しますので、認可地縁団体は異議を述べた当該者との協議等を行ってください。

4 特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足る資料について

認可地縁団体が所有する不動産について、この特例の適用を受けるために一定の要件を満たしていることを疎明するに足る資料については、次のとおりです。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

- ① 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書
- ② 上記①のほか、
 - ・ 公共料金の支払領収書
 - ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
 - ・ 旧土地台帳の写し
 - ・ 固定資産税の納税証明書
 - ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 …等
- ③ 上記②の資料が入手困難な場合、入手が困難であった理由を記した書面（理由書）を提出するほかに、
 - ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等（以下「精通者等」という。）の証言を記載した書面
 - ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 …等

(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること

① 下記の書類

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市町村が保有する地縁団体台帳
- ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） …等

② 上記①の資料が入手困難な場合、入手が困難であった理由を記した書面（理由書）を提出するほかに、

- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員又はかつて当該地縁団体の構成員であったものであることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記した書面…等

(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

① 下記の書類

- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 …等

※登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料が添付できれば当該要件を満たすことになります。この場合、所在が判明している登記関係者には、特例制度を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。

V 認可の取り消しと解散

1 認可の取り消し

次の事項に該当する場合は、認可が取り消されます。

- ① 4つの認可要件（3ページの「2 認可の要件」）のいずれかを欠くこととなったとき
- ② 不正な手段により認可をうけたとき

2 解散

次の事項に該当する場合は、認可地縁団体は解散となります。解散は町長に対しての届出（町長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- ① 規約で定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産手続き開始の決定
- ③ 認可が取り消されたとき
- ④ 総会において、総構成員の4分の3以上（規約で別段の定めをしている場合は、当該定めによる。）の賛成で、解散することが決議されたとき
- ⑤ 「相当数」（区域住民の過半数）の者が構成員となっていると認められなくなったとき

3 解散の流れ（総会で解散の決議があったとき）

（１）総会による解散の決議

- ・ 総会で解散の決議が必要となります。以下の事項について審議してください。

【審議事項】

①解散することについての意思決定

②清算人の確認（もしくは選任）

※基本的には代表者が清算人となります。規約に別段の定めがある場合や総会で代表者以外の者を選任する場合はその限りではありません。

③残余財産の帰属先の決定

※規約で指定した者に帰属します。規約で指定がない場合は、総会の決議と町長の認可を経て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます。

（２）解散の届出

- ・ 総務課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

①認可地縁団体解散届出書（様式 1 1）

②解散を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録）

※議事録には、議長及び規約に定める数の議事録署名人の署名が必要です。

（３）解散の届出

- ・ 町が解散の告示を行います。

（４）解散に関する税関係の手続き

- ・ 税関係の手続きを行います。詳細は関係機関までお問合せください。

(5) 官報による公告

- ・清算人は就任から遅滞なく官報による解散公告を行い、債権者に対して債権申出の催促をします。（期間は2か月間）

【公告の方法】

公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付けられています。この官報による公告は、たとえ債権者がいないと推察される場合であっても、団体が把握できていない債権者がいる可能性もあるため、必ず行わなければなりません。これらは地方自治法による法定手続きで、省略できません。これらを怠ると、50万円以下の過料に処せられる場合があります。

- ・官報への公告は法定公告のため、掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料などの詳細は、以下にお問い合わせください。

株式会社熊文社（熊本県官報販売所）

〒860-0083

熊本市北区大窪1丁目7番47号

TEL 096-277-9600

(6) 清算終了の総会

- ・債権申出期間は2か月間で、この期間は地方自治法で決まっており短縮できません。なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続きが終了するまでは、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。
- ・清算期間満了後は決算書を作成のうえ、総会を開催して、決算の承認を受けることで、清算終了します。

【議決事項】

①清算の終了について

(7) 清算終了の届出

- ・ 総務課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①認可地縁団体清算終了届出書（様式 1 2）
 - ②清算終了を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録）
- ※議事録には、議長及び規約に定める数の議事録署名人の署名が必要です。

(8) 清算終了の告示

- ・ 町が清算終了の告示を行います。

(9) 解散

- ・ 認可地縁団体の解散が完了します。

問い合わせ先

芦北町 総務課 総務係

〒869-5498

熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015 番地

TEL：0966-82-2511

FAX：0966-82-2893

(様式1)

年 月 日

芦北町長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の推進及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

(様式2)

地縁による団体の代表者の承諾書

地 縁 に よ る 団 体 の 名 称 _____

地縁による団体の事務所の所在地 _____

私は、上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名（自署）

(様式 3)

年 月 日

地縁による団体の名称

名 称

代表者の氏名

氏 名

代理人の有無

1 代理人の有無

・有 代理人 氏 名

住 所

• 無

※ 「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいう。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(様式4)

年 月 日

地縁による団体の名称

名 称

代表者の氏名

氏 名

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

- 有
- 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

- ・有 職務代行者 氏 名 _____
住所 _____
- ・無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」に○印をつけてください。

(様式5)

年 月 日

芦北町長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定により証明書の交付を請求します。

記

1 団 体 の 名 称 _____

2 団体の事務所の所在地 _____

3 必 要 数 _____ 通

(様式6)

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

芦北町長 様

芦北町認可地縁団体印鑑条例第3条第1項の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 事務所の所在地		
	代表者等の登録資格		
	代表者等の氏名		印
	代表者等の生年月日		
	代表者等の住所		
申請者	本人	氏名	
	代理人	住所	
		氏名	印

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 代表者等の氏名の欄に押印する印鑑は、芦北町に登録されている個人の印鑑使用し、発行後3月以内の個人の印鑑の印鑑証明書を添付してください。
- 4 代表者等の登録資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人、又は清算人のいずれかを記載してください。

(様式 7)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

芦北町長 様

芦北町認可地縁団体印鑑条例第 11 条の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の事務所の所在地		
	代表者等の登録資格		
	代表者等の氏名		印
	代表者等の生年月日		
	代表者等の住所		
申請者	本人	氏名	
	代理人	住所	
		氏名	印

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。地方自治法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号トの代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 代表者等の登録資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人、又は清算人のいずれかを記載してください。

(様式8)

年 月 日

芦北町長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

((例) 代表者変更の場合)

代表者 (変更前) ○○ ○○ 芦北町大字○○1234番地

(変更後) ○○ ○○ 芦北町大字○○5678番地

2 変更年月日

年 月 日

3 変更の理由

(例)

○○会の代表者の変更ため

(様式 9)

年 月 日

芦北町長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 2 6 0 条の 3 第 2 項の規定により、規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添資料)

- 1 新規約
- 2 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 3 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(様式 10)

年 月 日

芦北町長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告してほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 1 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項
- ・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

- ・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項の規定による申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類

(様式 1 1)

年 月 日

芦北町長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

認可地縁団体解散届出書

年 月 日付けで認可を受けた当認可地縁団体は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により、下記のとおり解散したので、解散したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

1 団体の名称

2 区域

3 主たる事務所の所在地

4 清算人の氏名及び住所

氏名 _____

住所 _____

5 解散事由（地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 に規定のいずれか）

(様式 1 2)

年 月 日

芦北町長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

認可地縁団体清算終了届出書

地方自治法第 2 6 0 条の 3 3 の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

1 団体の名称

2 清算人の氏名及び住所

氏名 _____

住所 _____

3 清算終了年月日